

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和2年5月教育委員会会議：定例会

期 日 令和2年5月20日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時10分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 4名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 花島 英雄
教育総務課長 曾山 澄雄 学 務 課 長 前原 美智雄
指 導 課 長 山田 真史 教育センター所長 榎本 泰之
社会教育課長 高橋 慎一 文 化 課 長 宍戸 信
教育総務課企画財務班長 今川 孝夫
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より4件報告

臨時校長会議を2回開催したことについて、印教連定期総会及び第1回教科用図書印権採択地区協議会について報告する。

1点目、4月27日開催の臨時校長会議は、4月9日から5月6日まで休校措置をとっていたが、大型連休前に校長会議を開催して、5月7日以降の休校措置延長について直接周知することが必要と考え、会議を開催した。開催時点で国や県の新たな方針が示されてなかったため、休校措置の延長期間を当分の間とし、ホームページの活用などを図りながら、家庭学習を進めるよう指示をした。

2つ目、5月8日開催の臨時校長会議については、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえ、休校期間を5月31日までとしたので、

直接このことについても周知するため会議を開催した。また、子どもたちの生活リズムを確認し、学習習慣を振り返るため、学年を分散した形態で一時登校日を設けることについて詳細を示し、指導事項について伝えた。なお、6月以降の学校再開については、分散登校する子どもたちの健康状況等を把握しながら、具体的方針を示し、学校現場が戸惑わないように対応していく。また、2度の臨時校長会議は、事前に校長会役員の先生方と協議した上で開催をした。

3点目、印教連定期総会は、当初4月23日に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染防止のため総会を中止し、総会資料を配付することで各委員に承諾を得た。また、役員については、会長は成田市の佐藤勲委員が選任された。なお、成田市教育委員会が印教連事務局を担当することになった。

4点目、第1回教科用図書採択地区協議会についてである。この協議会は、5月12日、印旛教育会館で開催した。関山邦宏教育長職務代理者とともに出席した。協議会では、役員の選出、専門調査員の選任、教科用図書採択制度及び選定方法、事務日程などについて話し合い、まとまった。また、事務局は佐倉市教育委員会が担当し、日程に沿って進めることとなった。

② 小中学校の教育活動予定及び各教育施設等の休館について【教育次長】

小中学校の教育活動予定について、5月は、19日、20日、21日、昨日、今日、あした、学年を分散して一時登校を行い、来週26日から29日は1つのクラスを2つのグループに分け、それぞれのグループが2日ずつ登校する少人数学習支援を実施する。

また、6月は、前半は1クラスを2つのグループに分けて、3時間日課で分散登校を行い、後半からは通常の学級で4時間から5時間日課で授業を実施し、調理をしない簡易的な給食を提供するなど、徐々に学校活動を再開していくことを考えている。また、7月、8月の夏休みについては、登校日を設けることを想定しているが、6月以降の学校再開に伴う教育活動の詳細については、5月25日に開催予定の臨時校長会議で方針を決めていく予定である。

続いて、各教育施設等の休館については、公民館、音楽ホール、美術館、図書館、武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館についても、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことなどから、引き続き臨時休館することとしている。また、学校開放事業についても、同様に開放を中止している。

なお、各施設の再開については、国の緊急事態宣言の解除状況や新型コロナウイルスの流行状況等により判断をしていく。

③ 教科書展示会について【学務課長】

令和2年度における教科書展示会について、今年度は、中学校用教科書と特別支援関係の附則9条本の採択年度となっている。

上の段の千葉県教育委員会教科書展示会については、県教育委員会が主催となり、佐倉市立中央公民館を会場として、6月12日金曜日から14日間開催される。また、佐倉市教育委員会教科書閲覧会については、佐倉市教育委員会が主催となり、西志津ふれあいセンターを会場として、令和2年6月12

日から16日間開催する予定である。現時点においては、今の説明のとおりである。なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、変更の可能性もあると県教委のほうから伺っている。また、こういった情勢なので、今後については県教育委員会や関係課と協議しながら今後の対応をしていきたいと思う。

④ 運動会・体育祭の開催日程について 【指導課長】

今年度の運動会、体育祭の開催日程については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、全ての学校において秋に実施する計画に変更している。今後の状況を踏まえて、開催時期や開催そのものについても、校長会と連携を図りながら検討していきたいと思う。

⑤ 市民大学開設状況について 【社会教育課長】

今年度は、新入生の募集をかけ始めたところで緊急事態宣言が出され、様々な検討した結果、今年度の授業を中止することとなった。理由としては、御覧のとおり、新型コロナウイルス感染症に関し、終息の兆しが見えず、受講者の健康と安全確保を最優先したためである。

続いて、それぞれの応募状況について、中央公民館の佐倉市民カレッジは、4月9日から16日まで当初の予定どおり人員を募集し、結果として52名の応募にとどまった。

臼井公民館のコミュニティカレッジさくらは、4月1日から募集を始め、4月22日をもって募集を打ち切り、4名の募集があった。当初は5月6日までの募集予定だった。

志津公民館のしづ市民大学は、公民館だよりなど広報の都合から、当初の予定どおり4月15日から4月24日まで往復はがきで募集を行い、応募結果は御覧のとおりである。

根郷公民館の寿大学は、4月7日の緊急事態宣言時には募集を締め切っており、御覧の応募があった。

市民カレッジのコミカレについては、定数に対する応募状況が少なくなっているが、やはり新型コロナウイルスの影響が大きかったと捉えている。

⑥ いじめの状況について 【指導課長】

小中学校のいじめの状況について、4月に入ってから認知した件数は4件だった。小中学校とも、9日より臨時休校に入ったので、報告件数は少なくなっている。いずれも大きなトラブルにはなっておらず、和解済みではあるが、今後継続して見守っていく。

また、いじめの発生から3か月経過していないため、昨年度より継続して見守っている件が96件ある。引き続き丁寧な見守りを行っていく。

⑦ 感染症について 【指導課長】

感染症については、学校が臨時休校となっているため、報告はない。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。今お話しのとおり、実は学校の休校があり、それからコロナウイルスの対策で保健所のほうも集計が間に合わないと、先週はまだ報告が来ていないので、前の週についてもほとんど特徴的なものではなくて、このまま様子を見るしかないだろうということである。今日、新たに何か変わったことはないかということ、ないということなのである。

それから、もう一つ新型コロナウイルス感染症の今まで帰国者・接触者相談センターでの相談目安というのがあったが、変わったのはもう既にご存じだと思う。今まで37.5度以上が4日間とか、あるいは重症者の場合は2日間、だるさとか、それからあとは高熱、せきとかという目安があったのだが、今は、ご存じだと思うが、ざっと読んでみる。

まず、息苦しさ、呼吸困難である。それから、だるさ、倦怠感あるいは高熱等の強い症状のいずれかがある場合ということなので、体温の縛りはなくなっていると考えていいと思う。それから、あとは重症化しやすい方、これは高齢者とか糖尿病、心不全、呼吸器疾患のある方とか、あるいは免疫抑制剤、抗がん剤を用いている方は比較的軽い風邪の症状でも相談していただける場合が増えた。これは前からそういう方向だったが、なかなか体温の縛りがあったので、報告ができなかったというのが1つある。

それから、その後がちょっと問題で、今の2つ以外に軽い風邪の症状が続く場合というのが一応入ったのだが、これはかかりつけの医者を持っている方は一回そこで相談して、医者のほうからセンターに報告するというほうが検査は受けやすいだろうと思う。こういうことで、少し条件が前と比べると緩くなったということだが、妊娠している方については重症化しやすことがあるので、あらかじめ相談をいただきたいと、それから小児の場合である。これは小児科の診察を受けていただいたほうがいいということで、もし小児科で受診を断られたら、直接センターのほうへ電話していただくということである。

現在印旛郡内での感染者数は104人である。これはもう2週間以上増えていないのである。佐倉市の場合は30人だが、これもほぼ3週間になるが、増えていないので、一応終息には向かっているが、まだ油断をされないように、感染予防には十分注意していただくということ。問題は、これから第2波、第3波が起こる可能性がある。一番面倒くさいのは、インフルエンザとコロナがもし一緒になったら、これは見分けようがないので、秋から冬に向けて学校現場は特に注意をしていただくということになると思うが、また状況、具体的な変化があったら、お話ししたいと思う。

【委員1名より】

先ほど教育長の報告からあった休校措置のホームページの活用という部分に触れ、実際我が家にも子どもがおり、学校から配信されるメール等の内容を見て、その学校ホームページから様々な学習コンテンツなどの紹介をいただき、子どもたちも時間を見ながらやっている。その中の学習課題の提案など、当然のことながら子どもだけでできるような状況ではないのだが、試行錯誤しながら家庭内でも皆さん学習の学びの確保というものに努めていただけるような提案を、学校側もホームページなどを活用してやってくれているように感じる。

また、インターネット環境、印刷環境という部分、これは当然問題になっ

てくることだと思うが、こういった環境の配慮というところで、事前にメールを活用してアンケートをとってくださったり、必ず対応の選択肢の文言が配信メールであったりホームページに添えられたり、印刷できないようであれば学校のほうで用意するとか、何かあったら電話で先生方が相談に応じるということで、保護者としても、つきっきりで子どもたちがパソコンをやっている時間を見てあげられるわけではなく、我が家も子どもが多く、環境があるからといって1人に1台ずつ端末はないので、そういった部分での配慮、心遣いに非常に救われているところである。

また、ホームページの活用について、佐倉市のホームページの特設サイトの「ほっとすまいる佐倉」の中の旧堀田邸のVRのコーナーを拝見したが、私はあえて手軽にスマートフォン、自分のものでやってみた。すごくおもしろくて、子どもたちも実際旧堀田邸のほうには足を運んだことがあり、こんな細かいところ見ていなかったとか、上はこうなっているのだなんて言いながら家族で楽しむ機会になった。

同じく佐倉市のホームページで、今給食の献立の紹介がされており、実際通常時も各校で多分栄養士さんが学校の給食の献立表の裏にそういった紹介を載せるのは、通常でもあったと思うが、今回かなりの品数、多分第3弾まで載せてあり、子どもたちはもちろん保護者も作ってみようという気持ちになる。そういった学校に、今子どもが通っていない世代の方々も、ホームページでこれを見て、佐倉の子どもたちはこんな給食を食べているのだなというのを知っていただくいい機会になっているのではないかと思う。そういったインターネット環境云々というのは、どうしても問題になってきてしまうとは思いますが、この広報などで欠けた部分を引き続き、発信ツールというところで活用されていくのではないかと期待する部分である。

【教育長職務代理人】

2点確認する。1つは教育次長から報告があった教育活動の再開に関わって、早く再開されればと思っているが、ご承知のように、あさって21日に政府のほうの緊急事態宣言について解除するかどうかという発表があるようだが、今のところ臆測で申し訳ないが、関東圏は、首都圏はどうも解除されることが難しいような報道がされている。そういった中でも、佐倉市においては先ほど報告があった6月1日以後、学校再開に向けて本格的に動き出す、その方向で捉えてよろしいか。

【教育長】

基本的には、今現在は休校中である。休校中については、国のほうの指針もあり、一時登校については進めていただいて結構ですということがある。今週、来週は分散登校していくので、そういう意味でも6月の第2週まではAB登校で、クラスを2つに分けた、いわゆる分散登校はたとえ解除がしなくてもやっていこうと思っている。その中で、動きがあった場合、6月8日あたりで保護者のほうに改めて6月15日以降についての方針を示していきたいというふうに思うので、二段構えで親御さんのほうに伝えていくと、6月の1、2週、それから3週以降ということである。そういう意味で、教育次長が6月の前半という話をさせていただいた。解除になった場合においても、やはり一番留意しなければいけないことは子どもの健康状況なので、徐々に少しずつ、いきなりフルタイムで6校時までということではなくて、そう

いう方針で今休校中とはいえ6月1週、2週については分散登校していくという考えでいる。

【教育長職務代理者】

もう一点、教科書展示に関わって、先ほど学務課長のほうから報告があったことはよく分かった。もし会場が閉鎖中であると、そんなときには利用できないわけであるが、これは県のほうからそれをどう扱うか、まだ具体的には何も来ていないと思うが、例えば中断をすとか、あるいは改めて展示をする、オープンするという、その広報等はどのようにされるのか。

【学務課長】

その点については、実は昨日の夕方、県のほうから確認できたことは、今年度に限り7月31日までは任意で14日間を開催できるように、これから告示の改定をしていく予定であるということ、聞いている。現在も事前に何度か県ともやりとりをしており、県の姿勢は今のところはとにかく12日を予定しているということである。ただ施設は佐倉市を使うので、そういったお話をしたときに、県のほうは恐らくまずは5月21日の状況と、それを受けての佐倉市の動きを確認していくということ、それ以上あまり言葉もないような状況だが、ただ1つ夕方分かったことが7月31日まで特例で、そういった考えがあるということなので、中止ということは現時点では考えていないのかなというように捉えている。

【委員1名より】

生徒は、6月から登校を心待ちにしていると思う。皆楽しみに6月1日を待ち望んでいると思う。ただし、今私の職場でも、朝全職員に体温を測らせていて、体温が高いという報告が出たときには、出勤を遠慮してもらっている。そのような形で、学校についてもある程度、体温が目安となると思う。子どもは行きたいのはやまやまだと思うのだが、こういう場合は自宅で学習してもらいたいというような方針で、保護者の方に何か指針みたいなものはあるのか。

【指導課長】

もう既にやっているのだが、体温は毎日測って記入すること、それから体温以外、熱以外に体のだるさとか頭痛や下痢、それから味に異変がないか、そういうような点検項目を挙げており、毎日それにチェックをして、一斉登校以外の日も必ず家でやるようお願いをしている。登校してからに関しては、それに1つでも問題がある場合、無理をしないで家で待機していただくということで指示をするようになっている。それから、家族についても熱がある家族、同居の家族の方で熱がある場合には、登校を遠慮していただく。本人の免疫力の低下が感染してしまうことにもなり、本人がもし病気を持っていたときにうつしてしまうことにもなるので、全体で、それは教員も含めて同じような形でやっていく。

3 議決事項

議案第1号 令和2年度佐倉市教育費6月補正予算について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：今回の補正予算については、現在予算編成作業中のため、要求額として

提案をさせていただく。

初めに、資料の1ページ、6月補正予算、教育費の教育委員会に係る歳入予算については、5億1,953万7,000円の減額補正、歳出予算については、6億7,134万8,000円の減額補正となっている。

続いて、資料3ページ、2の歳出については、9款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、1、小学校施設改築・改造事業6億7,134万8,000円の減額である。こちらは弥富小学校体育館屋根落下防止対策事業及び山王小学校ほか5校のトイレの改良工事に関する経費を、令和2年度当初予算に計上していたが、国の令和元年度補正予算が急遽成立し、前倒しして国庫補助金の交付に係る内定を受けたことから、これらの経費について市の令和元年度2月補正予算として追加提案し、予算措置を行った。したがって、このたびの6月補正予算においては、重複するこれらの事業に係る令和2年度予算を減額しようとするものである。

続いて、資料2ページ、1の歳入についても、歳出と同様の理由により、15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金の1億4,763万7,000円、その下の22款市債、1項市債、6目教育費、1節小学校費の3億7,190万円の合計5億1,953万7,000円を減額しようとするものである。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第2号 令和2年度佐倉市教育施策について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：佐倉市教育施策については、前回4月の教育委員会会議で協議をいただき、指摘いただいた点などについて修正を行ったところである。

かがみ文の次の資料、「議案修正表、佐倉市教育施策、前回協議事項からの修正点」に沿って説明をさせていただく。表の一番左に教育施策（案）のページ数を記載しており、右側が修正前の記載、左側が今回の議案、修正後の記載となっている。修正箇所については、こちらの議案修正表と、次に添付している教育施策（案）の本文の両方にアンダーラインを引いているので、必要に応じて本文のほうも御覧いただければと思う。

最初に、議案修正表の一番上、教育施策（案）のほうは3ページになる。

(1)、学力向上・学習内容の充実に取り組みますに関し、1つ目のぼち、佐倉市学習状況調査についての記載であるが、拡充とした意図が分かるように、英語の後ろに括弧書きで（新たに小学校5・6年でも実施）と書き加えた。

続いて、修正表の2つ目、本文では7ページ、確かな学力の向上に関し、1つ目の丸の項目の2つ目、佐倉市学習状況調査の実施についての記述であるが、前回の会議において、対象が小中学校全学年というのは正確ではないという指摘をいただき、具体的に科目ごとに調査の対象学年を明記した。

最後に、修正表の一番下から次のページにかけて、本文は16ページ、地域

に開かれた学校づくりに係る取組であるが、前回の教育委員会会議において、学校運営委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会と同一であるとの誤解を招く可能性があるとのことご意見をいただいたので、学校運営委員会に注釈を設け、運営委員会の目的等を明記することとした。併せて、文面についても簡潔となるよう見直し、整理を行った。

《議決事項についての質疑概要》

【教育長職務代理人】

御礼申し上げます。学校運営協議会と運営委員会、これがはっきりして、初めて多分運営委員会はこういう役割だということを明示されたと思う。

【委員1名より】

私も同じく学校運営委員会のことについて、この注釈がついたことで非常に分かりやすくなったのは教育長職務代理人と同じ意見だが、プラスアルファで上の文章、学校の実情に応じながらということが入り、学校全校ではないという、今後の可能性も含めてという文言が入ったのではないかなということ、よりよくなったのではないかなと感じた。

【教育長職務代理人】

11 ページ、学校における佐倉学の推進の一番下の希望校を対象とした令和2年度佐倉学検定の実施、その希望校の生徒全員なのか、それとも希望校の中で生徒さんたちの希望、任意ということなのか。

【教育長】

佐倉学というのは、佐倉の歴史とか人物を通して学んで、そういうものを学んで、ふるさととか地域を知ることが大きな狙いなのだが、佐倉学を中核としてやって、ほかの教育課程もあるので、重点的にやっている学校もあれば例話的にやっている学校もあり、その辺のところを見ながら佐倉学をこれは中心的というか、やや力を入れている学校などを対象にしながら、あくまでも個人なのだが、検定の題材をこういうものですよということをお知らせしながら、各自がやっていくという現段階では考えていて、だんだんとそれが広がってくればいいなという、初歩的な第1段階、第2段階ということで捉えている。

【教育長職務代理人】

希望校の、例えば具体的に佐倉中学校ができる。その中で希望する生徒さんたちが、この佐倉学検定を受けるという、そういうことか。

【教育長】

そうである。

【教育長職務代理人】

佐倉中学校全員がということではないのか。

【教育長】

そうではない。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市学校評議員の委嘱について
学務課長より上程議案の説明

内容：今回の委嘱については、資料14ページ、佐倉市立小学校及び中学校管理規則第10条と、18ページ、佐倉市立幼稚園管理規則第7条の2第2項に基づいて行うものである。学校評議員は、校長や幼稚園長の求めに応じて、学校運営等に関する事などについて、様々なご意見を述べていただく方々である。資料の1ページから7ページは学校評議員候補者名簿である。各幼稚園、小中学校からの推薦者の合計数は、169名となっている。今年度の候補者のうち、新規の方は59名である。2年目の方は70名、3年目の方は40名という内訳になっている。学校評議員の任期は1年である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

評議員の名簿について、3ページの68番の方と5ページの110番、この評議員というのは学区とは関係なく、佐倉市内だったらどこでもいいのか。例えば68番の方は佐倉東小なのだが、将門町で、それから110番の方が白銀小学校で、城なのだが、このお二人ってちょっと遠いのではないかなと思うが、その辺はどうなのか。住所の選定について。

【学務課長】

決め方については規則にも文言はなく、基本的には学区の方々を中心にご依頼するところなのだが、やはりいろいろな、人間関係や知り合いの関係で、この方は適されているというような状況も入れ、あまり多くはないが、その学区を越えてお願いするケースもある。

【委員1名より】

169名の方で、このお二人だけがちょっと学区外れているようなのである。やはり学区内のほうがよく事情がわかっているので、そのほうが適するのではないかと思うのである。確かに今お話しのように、どこにもどこから選べと書いてないので、どこから選んでもいいのだろうという話なのだが、選考のときにその辺もちょっと考慮されるといいのかなとは思いますが、その辺はいかがか。

【学務課長】

今いただいた内容を、また各学校に伝えまして、人選については学区の方をやっぱり選んでいただくような話を、説明をしていきたいと思う。

【委員1名より】

ありがとうございます。110番の方なんかは、城で地域協力者なので、どちらかというとも城の近くの学校のほうがよさそうな気はするが、私の感想なので、その辺はいろいろ事情があると思うが、考慮いただければと思う。

【教育長】

委員のいうとおりだと思う、基本なり原則は。ただ、白銀の場合、学校運営委員会などがあり、はっきりはしないのだが、恐らくこの方は学校支援に、白銀小について適切に継続的な支援をしてくださっている方だからこそ選任されたのかなというふうに思う。その辺のところを、もう一度詰めて確認したいと思う。

もう一点の将門の方は佐倉東小学区である。これは学区の方なので、110番の方については、私どもももう少し学務課長を中心に、その選任した根拠がきちっとあるわけなので、それを確認したいと思う。

【教育長職務代理者】

それでは、110番の方が今話題に上っているが、地域協力者ということで白銀小学校と関わって、何らかの関わりをお持ちだろうと、そういう推測も成り立たないわけではないが、本日のところはこの白銀小学校の評議員候補という形で通していただきたいと思う。なお、110番の方については確認をお願いします。

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について
学務課長より上程議案の説明

内容：学区審議会は、条例により設置義務がある。委員については、任期2年として、10人以内の委員をもって組織されている。今年度は、充て職の4名の方の変更がある。公立小中学校のPTA代表の2名の方がPTA役員の改選により、また学校長1名、市長事務局の職員委員1名が人事異動により変更となった。このため4名の候補者に対し学区審議会委員を委嘱させていただくものである。

資料1ページ、学区審議会委員委嘱候補者名簿を記載している。

次に、2ページには候補者の略歴を記載している。

次に、3ページが承認いただいた場合の委員一覧となり、承認いただいた場合は、次の4ページの委嘱状案をもって委嘱したいと考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

条例の6条を見ると、会議は必要に応じ会長が招集ということになっているが、定期の会合ではなくて、その都度ということか。

【学務課長】

そのとおりである。その都度、必要に応じてということである。

【委員1名より】

ちなみに、前年度はどのくらい開かれているのか。

【学務課長】

前年度は開催をしていない。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市教育支援委員会委員の委嘱について
教育センター所長より上程議案の説明

内容：資料1ページは委員候補者の名簿、委嘱の期間になっている。2ページは、委員候補者の略歴、3ページは委嘱状案、4ページから6ページまでが

佐倉市教育支援委員会条例の条文となっている。

現在の委員の任期が令和2年5月31日で切れることにより、全12名の委員の委嘱を審議していただくことになる。資料1ページ、こちらの名簿の中の12名中、11名が再任となる。名簿の中の6番が新任の候補者となる。

ここで、6番の1名の新任の候補者について推薦内容を説明させていただく。2ページにある候補者略歴を参考にさせていただきたいと思うが、6番の臼井南中学校長、林一裕先生になる。林校長先生については、中学校での長年の学校現場での経験と昨年度まで佐倉市教育委員会学務課長での行政経験を生かし、子どもたちの将来に向けての必要な支援などについて適切な助言をいただけるものと考えている。なお、佐倉市校長会から林校長先生のご推薦もいただいている。

その他の11名については再任となるので、2ページの略歴等を確認していただければと思う。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

先ほどと同じ質問だが、条例の6条ではこれもやはり必要に応じて委員長が招集することになっている。やはり臨時の会議のみで、定期の会合はないということか。

【教育センター所長】

初めに、必要に応じてということについては、対象の子どもたちがいたり、保護者や学校からの要望に応じて開催することになっているので、それが必要に応じてということになる。定例の会議については、年に3回予定している。ただ、そういう対象の児童がいない場合は開催しないことになるのだが、そういったことは今までないので、年3回は行う予定になっている。

【委員1名より】

昨年は何回行われたか。

【教育センター所長】

昨年についても3回行っている。

【委員1名より】

1条では、この設置の目的だが、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育その他必要な支援を継続的に行うためというのがあるが、3回ぐらいの会合で大体足りていくのか。人数的にとりか、その辺はどうなのか。

【教育センター所長】

昨年度の審議件数が143件だった。どうしても3回のこの委員会では、なかなか全てを審議するというのは難しくなっている。そういうことから、教育センターのほうから委員長のほうに連絡させていただき、委員長の専決で審議をしていただくという事案も多数ある。

【委員1名より】

専決ということだが、持ち回りで会議をするということではなく、書面会議ではないのか。

【教育センター所長】

会議で、その都度定例の3回の会議を超えて集まるということが、なかなか12名集まるというのは非常に難しい状況ではあるので、その都度の委員長との専決で教育センターとしては行わせていただいている。

【委員1名より】

せっかく12人委員が見えるので、専決というのはお一人の意見で、そのほかの11人の方の意見というのは反映されないということか。

【教育センター所長】

教育センターのほうで十分に協議をさせていただき、そこでほかの委員についてはこちらのほうから連絡させていただくということも特にしてはいないのだが、委員長と十分協議させていただいた上で、専決で決裁をさせていただいている。

【委員1名より】

そうすると、決議が事後承諾ということになる。まず間違いないと思うが、せっかく見えるのなら書面決議なりなんなり、それはセンターの方の負担が増えるので大変かと思うが、そういう手順を踏んだほうが、その会議の趣旨が生きるのではないかと思う。その辺はいかがか。

【教育センター所長】

おっしゃるとおりだとは思うが、なかなかどうしても改めて来ていただくというのは難しいので、ただ3回の期間が決まっていて、学校のほうにはその期間に合わせてご審議、資料のほうを提出していただくようになっている。ただその期間外にどうしてもなってしまう早急な事案もあるので、その期間内の漏れた子どもたちについては専決ということにさせていただいている。ただ、審議が非常に重い事案などもあるので、その際は例えば第1回で審議できなかったものについては第2回で行うとか、そういった形での対応はしている。

【委員1名より】

その定例の3回の会議の1回当たりの審議件数は何件あるか。

【教育センター所長】

昨年度を例に挙げると、第1回目、専決も含めてしまうが、41名であった。第2回目が42名、第3回目が少し多くなって60名で合計143名、そのうちの専決の事案が、第1回目が19名、第2回目が9名、第3回目が24名。どうしても第3回目が多くなっているという事実はある。

【委員1名より】

センターの先生方と、それから委員長さんが十分に協議されている、その専決だと思う。これは私の意見であるが、せっかく12人の委員の方が見えるのだから、せめて書面決議ぐらいはされたらどうかと、そのほうがより確実に形は整えるのではないかと。もし何か起こった場合に専決でこれがいいのかという話になると、ちょっと委員長だけに責任が行ってしまう可能性があるが、その辺どうお考えか。

【教育センター所長】

委員長にあくまでも専決として上げていく事案については、言葉としてあまり適切でないかもしれないのだが、非常に重い事案については必ず委員会を通すようにこちらとしては心がけている。比較的こちらのほうに上がって

くる事案の中で保護者と学校のほうが合意形成されている場合、こちらの事案を十分吟味させていただいて、委員長の方の専決権ということで動いているので、その辺で今まで問題になったところは特になく、十分こちらのほうとしても吟味しながら今後も行っていきたいと考えている。

【委員1名より】

非常に重大な会議なので、その辺はうまく運営していただければと思う。もし改善できる点があれば改善していただきたいと思う。ということで、よろしく願います。

【教育長職務代理者】

事案、この3回というのは季節というか開催時期はほとんど変わらないのか、毎年。もし事案が多過ぎれば、この会議を4回にするというような発想はお持ちか。

【教育センター所長】

時期的には、やはりこれが、この時期が適切だと考えている。要は審議の中で多いのが特別支援学校の就学に関するのと特別支援学級での教育を新たに行う子どもについての審議が多い。どうしても時期的に10月以降の時期にならないと、子どもたちの様態がなかなかつかめないという、そういうような事実もあるので、なかなかこれよりも早い時期での実施ということになると、子どもたちをどれだけ学校としても把握できているかという、そういったようなこともあるので、十分子どもたちの教育の中での様態を把握することが非常に必要だと思っている。時期と回数については3回が適切かなと私どもは思っている。

【教育長職務代理者】

大変重要な課題だと思うので、またご検討いただいて、改善できるところは改善していただければと思う。

《議決結果》

可決

議案第6号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：資料1 ページ目は候補者の一覧である。宇梶ユミ氏、それから高瀬裕氏である。期間は、いずれも前任者の残任期間、令和3年1月31日までである。資料2 ページ目は、候補者の佐倉市における略歴である。宇梶さんは、山王小の校長、高瀬さんは上志津中学校の校長である。補足すると、宇梶さんの山王小学校は、平成30年度に子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けており、読書に熱心な学校である。子どもたちの読書活動という視点で大所高所から助言いただけるものと捉えている。高瀬さんは、前任が北総教育事務所で、社会教育主事を務めており、北総管内の社会教育にも造詣が深い方である。佐倉図書館の建設に向け、図書行政の先進事例など、助言いただけるものと捉えている。

3 ページは委嘱後の委員一覧、4 ページは委嘱状の案となる。

議案については以上だが、補足説明として、3 ページの委員名簿である。

全部で9名となっている。11 ページの条例の第8条第3項の規定では定数10名以内と定めている。戻って3 ページ、記載はないが、今回市民公募の委員の方お一人から、一身上の都合で辞任届が提出された。後任については、本来は募集をかけるところだが、定数10名以内との定めがあり、会議は成立すること、また残任期間が1年を切り、11月には次期公募委員の募集を開始する予定であることから、今回は公募委員を欠員補充しないこととしたので、補足説明させていただく。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和2年6月定例会 6月17日(水) 午後2時00分より
社会福祉センター3階中会議室